

# 令和8年度 事業計画書

社会福祉法人  
新居浜市社会福祉協議会

# 第五次地域福祉活動計画

## 基本理念

ともに生きる  
豊かな地域社会

# 令和8年度 事業計画

## 基本方針

少子高齢化の進展、激動する国際情勢、相次ぐ大きな自然災害の中で、私たちは、これらの影響を受けながら、日々の生活を営んでいます。地域では孤独死やごみ屋敷等の増加、社会的孤立、ひきこもり、8050問題、ヤングケアラー、貧困や格差等、さまざまな地域生活課題が顕在化しています。児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）、高齢者や障がい者への虐待等は増加し、重篤な課題になっています。こうした課題の背景には、地域社会の関係性の希薄化、家族形態の変容等があると指摘されています。また、地域住民による生活課題の解決能力、いわゆる地域力の低下が大きな問題となっています。さらに、人口減少が進む中で、多様で複雑な福祉ニーズに対応するためには、効果・効率的なサービス提供が求められています。

このような中、国においては、地域においてコミュニティを育成することで、地域住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う「地域共生社会」の実現を目指しています。地域共生社会の実現に向けて、これまで以上に地域住民や福祉組織・関係者が主体となって連携・協働し、地域生活課題の解決のための活動を展開していくことが求められています。

地域福祉の推進主体である新居浜市社会福祉協議会は、社会福祉に関する協議体としての機能を十分に発揮するために令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする「第五次新居浜市地域福祉活動計画」を策定しました。住民のみならず、関係機関・関係団体との連携を図りながら、それぞれの役割のもと、協働による福祉のまちづくりを進めてまいります。

また、地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・NPO団体、地域の各種団体との協働の取組を広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれをも排除しない地域社会づくりを進めてまいります。これらの実現のために、アウトリーチの徹底、相談・支援体制の強化、地域づくりのための活動基盤整備を行います。さらに、5S活動を踏まえた業務改善を行い、働きやすい職場環境づくりに取り組むとともに、新居浜市社会福祉協議会の基本理念「最高の笑顔をすべての人に」のもと、「ひとづくり」「まちづくり」「組織づくり」を目指します。

社会福祉協議会は、「協議会（連絡調整）」であり、幅広く多様なネットワークをつくるのが本来の役割であることを、あらためて認識し、取り組んでいくことが必要であり、地域の福祉関係者とともに、多様な組織・関係者につなぎ、地域生活課題の解決に向けた支援を創造する「連携・協働の場」になることを目指します。

## 重点目標（基本目標）

### 1 くらしを守る

地域住民からのあらゆる相談を受け止め、必要な支援へつなぐとともに、アウトリーチ機能を強化します。住民や関係者と協力し、社会とのつながりを実感できる地域づくりを進め、当事者に寄り添う伴走支援を実施します。さらに、関係機関との連携を深めて複雑な課題にチームで対応し、権利擁護の視点を大切にしながら当事者の権利を守るネットワークを構築します。また、地域課題の分析を行います。

### 2 しあわせに生きる

地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅ケアと施設サービスの質を高め、当事者の意思や生活背景に寄り添った支援を充実させます。業務効率化や職員の専門性強化を進め、地域を基盤としたソーシャルワークを展開し、支え合う仕組みを構築します。さらに、多職種連携による包括的ケアマネジメントを推進するとともに、行政・企業・NPO等との平時からのネットワークづくりを進め、災害時にも迅速に連携できる体制を整えます。

### 3 つながりを育む

社協 18 支部の連携強化として、LINE 等を活用した情報共有体制を整備し、相互視察を通じて活動の幅を広げます。見守り推進員の養成講座を年 1 回実施し、市民への周知を強化し担い手確保につなげます。指定管理施設では適切な維持管理と情報発信を行い、利用者増と快適な環境づくりを進めます。つどいの場づくりでは関係機関と連携し、サロン活動の充実やボランティア育成を図り、担い手づくりとして福祉教育の学びを深め、技術ボランティアや市民後見人の育成を推進します。ICT 活用や SNS 発信によりボランティア活動の可視化と参加促進を進め、地域課題の把握と解決に取り組みます。

### 4 組織力を強化する

中期経営計画の策定により運営基盤を強化するとともに、研修体系の見直しや健康管理の充実、ICT・AI の活用による業務効率化を進め、人財と組織体制の充実を図ります。財政面では歳出見直しや会費の用途周知により財政の透明性と健全性を高めます。さらにホームページ・SNS 活用した情報発信や若年層向け企画の推進、団体間連携や地域交流の強化を深め、寄付の見える化や権利擁護支援の充実など、新たな福祉基盤づくりも進めます。

# 実施項目

## 1 くらしを守る

～だれ一人取り残さない包括的支援体制を構築する～

### (1) 福祉なんでも相談体制の充実

世代や属性を問わず、幅広い相談にワンストップで対応し、相談者の声に耳を傾け、断らない相談支援を行います。また、アウトリーチを徹底し、支援を必要としているにもかかわらず、自ら助けを求められない人々に対し、積極的にアプローチを行い、必要な支援につなげます。

(権利擁護課)

世代や属性を問わずに相談者の話に耳を傾ける「断らない相談支援」に努め、地域住民から寄せられる様々な相談を支援につなげたり、アウトリーチによる生活困窮者等の早期発見やニーズ把握を行います。

### (2) 個別支援と地域支援の一体的な取組

社協の強みを生かして、組織内連携を図り、多分野における柔軟な手厚い支援を展開します。また、住民や地域関係者と共に、情報交換や連携できる場づくりを強化し、様々な地域課題を解決するための仕組みづくりを進めます。

(権利擁護課)

地域で困りごとを抱えている方を早期に把握し、課題解決に向けて地域住民等の協力により、社会とのつながりが実感でき、相互に支え合う地域ネットワークづくりを意識し、伴走支援を行います。

### (3) 総合相談機能を基盤としたソーシャルワークの展開

制度の狭間の問題や複合的な課題を抱える人や世帯を支えるための多機関協働による包括的な相談支援を行います。専門職との連携により、専門性が必要な課題や問題に対しても適切な対応を行います。

(権利擁護課)

関係機関や専門職との「顔の見える関係づくり」を深め、複合的で多様な課題でも解決できるよう「チーム支援」によるソーシャルワークを行います。

### (4) 意思決定支援の重視と権利擁護の推進

地域で生活する一人ひとりが、個人の尊厳と意思が尊重され、自らの意思に基づいた日常生活や社会生活が送れるように支援を行います。法人後見や福祉サービス利用援助事業の拡充を図るとともに、その適切な利用を支えます。

(権利擁護課)

一人ひとりの思いを尊重し、自らの意思決定を重視した権利擁護支援を推進します。また、専門性を活かした多角的な視点で当事者の権利を守るネットワークづくりを推進します。

(5) 新たな社会的課題に対する事業展開

社会情勢の変化に対応しながら、地域社会が求めている情報をキャッチし、新たな社会的課題に対応できる事業を展開します。

(権利擁護課)

社会構造の変化に対応するため、新たな社会資源として求められるサービスの開拓に向けて、地域課題や生活課題について行政や県社協、関係機関とともに分析します。

## 2 しあわせに生きる

～住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らせる支援体制を構築する～

### (1) 一人ひとりの暮らしに寄り添った在宅ケアの充実

一人ひとりの意思を尊重し、寄り添いながら、それぞれのニーズに合った適切な支援を行うために、福祉サービスの確保とサービスの更なる質の向上を図ります。福祉人財の確保が難しいなかにあって、福祉サービスの質の維持・向上のために ICT 活用など業務やサービスの提供方法の見直しを行い、業務の効率化に取り組みます。

(地域福祉課)

定期的に車椅子の点検、整備を行うとともに適正台数の管理を行います。

(権利擁護課)

日頃の活動や個別支援を通じて把握した課題や社会資源に関する情報について課内で共有し、これから社協が果たすべき役割を明確にします。

(障がい者施設課)

各事業の利用者の声を反映させるためアンケート調査を行い、事業内容を充実します。

(介護事業課)

多様な業務に対応できるよう、職員が習得すべき基礎的知識・技術の研修を計画的に実施します。

研修で得た知識・技術を活かし、職員間の役割分担や支援手順を明確化し、支援体制を構築し、利用者が安心して在宅生活を継続できるようサービスの向上につなげます。

(介護事業課)

利用者の生活歴・価値観・思いを把握し、訪問介護計画の作成・見直しと利用者・家族との対話を通じた支援を行います。

法定研修や内部研修への参加と学びの共有を通じて、職員の専門性とチーム力を高めます。

定期的な職員面談や意見反映により、安心して働ける職場環境を整えます。

(介護事業課)

メールやケアプランデータ連携システムを活用し、書類配布に伴う他事業所訪問を減らします。

パソコンの持ち出し運用等により業務の効率化を進め、利用者・家族と関わる時間を確保します。

各自の研修計画に基づいて研修に参加し、学んだ内容をチーム会で共有します。

### (2) その人らしい生活を支える施設サービスの充実

利用者が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、個々の生活背景や思いを尊

重したサービスが途切れず届く仕組みをつくります。職員の専門性やチーム体制の強化を図り、安全で快適な施設運営と日々の生活を支えるサービス提供を推進します。

(障がい者施設課)

【生活介護】地域との交流を増やし、利用者 1 人につき 1 つ以上社会参加への支援を実施します。

【いぶき】年 2 回開催の地域交流会を継続し、社協支部等と連携し地域に赴いて交流できる行事を実施します。

(児童発達支援課)

令和 9 年度の報酬改定を見据えて情報収集を行い、安定した事業運営が継続できる体制づくりに取り組みます。また、継続して職員の支援の質の維持と向上を図ります。

(介護事業課)

認知症に関する理解を広げるため、地域や幅広い世代に向けて SNS で定期的に情報発信を行います。

家族が悩みや思いを気軽に話せる場として、親睦会や交流会を定期的に開催します。

### (3) だれもが安心して暮らせるソーシャルワークの実践

だれもが安心して暮らし続けられる地域を実現するため、地域を基盤としたソーシャルワークを包括的に展開し、人と人とのつながりを深めながら、共に支え合い暮らしていける地域づくりを目指します。

(別子山分室)

関係機関等と「地域ケア会議」を 2 回実施します。また、校区担当ケアマネジャーと連携し、中山間地域の実情に応じた体制の整備を推進します。

(地域福祉課)

支部関係活動に加え、校区の行事にも積極的に参加し、地域との関係構築・維持を図りながら課題の把握を行います。抽出した課題に対しては、職員が地域に出向き、住民や団体との対話を重ねることで、個別支援と地域支援を有機的につなぐソーシャルワークを実践します。

(権利擁護課)

障がい当事者及び家族と相談しながら、必要に応じて個別避難計画を作成します。計画作成を通じて、備蓄品や避難場所等の確認、関係機関の役割を共有します。

(障がい者施設課)

サロン内容の課題や支援体制の見直しを行います。

(児童施設課)

「新居浜市子育て交流施設すくすく運営事業連絡会」に積極的に参加し、関係機関とのつながりを深めます。

継続して日常的な子育ての不安や悩みなど随時相談に応じ、必要があれば専門機関と連携し支援を行います。

(高齢者施設課)

相談支援が高齢者福祉センターの重要な機能のひとつであることを意識し、支援が必要と感じたときは迷わずに声かけを行います。また、利用者が相談しやすいよう、相談窓口であることを明示し、定期的な相談日を設けます。

(4) 多職種連携による協働型ケアマネジメントの推進

地域でその人らしい安心した生活を送れるよう、多職種が連携して一人ひとりに必要な包括的支援を実践します。個々のニーズに応じたケアプランを作成し、効果的で質の高いサービスを提供します。

(別子山分室)

校区担当ケアマネジャーと連携し、個別支援と地域支援が一体となったケアプランの作成とあわせて、校区の社会資源の維持と校区外の社会資源を確保します。

(総務企画課)

利用者の困りごとに応じた相談先を分かりやすく掲示します。

健康維持について広報を行い、総合福祉センター利用者の健康意識を高めるとともに、個別のニーズにも対応できる多職種連携を構築する取組を行います。

(地域福祉課)

地域から寄せられる複合的な問題を抱えた相談に対し、法人内を含む関係機関へ呼びかけ連携し、多様な視点を元に課題解決を図る支援体制を構築します。

(権利擁護課)

法人内で相談支援専門員の有資格者を増やし、安定的に事業継続できるよう人材を育成します。自立支援協議会相談支援部会で個別課題を共有し、地域課題として課題解決に向けた取組を継続して行います。研修では、高次脳機能障がいの支援に関する研修を受講し、加算算定の体制を整えます。

(障がい者施設課)

当事者の意思が反映される個別支援計画にするため計画書の見直しを行います。

(児童発達支援課)

モニタリングや担当者会等を通して、関係機関との連携の維持・強化を行います。

(児童施設課)

日常的に来館者とのコミュニケーションを取り、相談しやすい環境をつくります。また、必要に応じて専門機関と連携し支援します。

(高齢者施設課)

独居高齢者見守り推進連絡会等に参加し、高齢者福祉センターの機能を周知するとともに、自宅にこもりがちな高齢者の受入れにつなげます。

(介護事業課)

インフォーマルサービスや各種制度の情報を、朝のミーティング・ケース検討・チーム会で共有し、支援計画等に反映します。

多職種への相談を行い、別視点での介入や支援方法を検討し、実際の支援に活かします。

(5) 効果的な募金活動の運営と新たな仕組みづくり

募金の透明性を高め、どのように役立っているかを具体的に伝えることで、寄付者の共感を育みながら、継続的な協力が自然と生まれるような情報発信やテーマ設定を行います。またデジタル決裁の導入を進めます。

(総務企画課)

赤十字活動を実施している団体等に募金や講習会の案内を行い、活動の周知を図ります。青少年赤十字登録学校を含め、広報の手段を協議し、講習会等の取組を広げていきます。

(地域福祉課)

募金活動の工夫や広報の強化に引き続き取り組むとともに、使途の可視化や助成団体による使途明示を進め、寄付者の理解と信頼の向上を図ります。さらに、職域募金における募金箱の設置期間の延長や、企業関係者が多く参加する団体の会合に出向いて税制上の優遇措置等を説明し、広く周知することで理解を促進し、寄付者層の拡大を目指します。

(6) 平時から災害に備えたネットワークづくり

行政、企業・組合、NPO等多用な主体と社協を合わせた4者が、平時から顔の見える関係を築き、いざという時に迅速かつ安心して連携できるネットワークを構築します。

(総務企画課)

ネットワーク会議参加団体から、会を年に2回開催する要望が多かったため、その要望に応えるとともに、訓練も会議体参加団体や近隣の関係団体へ周知し、実践します。

(地域福祉課)

災害VCの運営経験が乏しい若手職員を対象に、業務全体の流れを体系的に理解し、各ポジションの役割を実践的に学べる研修を実施します。さらに住民参加型の災害VC設置運営訓練を行い、運営マニュアルの内容修正が必要な箇所を洗い出します。

### 3 つながりを育む

～見守り、つながり、支え合う福祉の土壌を育む地域づくりを推進する～

#### (1) 社協 18 支部相互の連携強化

社協支部が地域の特色や強みを生かして主体的に地域づくりが進められるよう、つながりと学びの機会を大切にし、共に考え行動する関係を育みます。

(地域福祉課)

先進地研修は、人口規模や活動内容が類似する市町を対象に選定し、計画的かつ実効性の高い形で実施します。また、LINE 等を活用した情報網を整備し、報告・連絡・相談を迅速に行える体制づくりを進めます。

(地域福祉課)

支部間で相互に活動内容を視察する研修を実施し、支部活動の選択肢を増やすとともに、支部間のつながりの強化を図ります。

#### (2) 近隣の助け合い活動の仕組みづくり

だれもが住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、近隣同士が無理なく緩やかに助け合える仕組みをつくりまします。

(地域福祉課)

見守り推進員の改選にあわせて、年 1 回の養成講座を改選前に実施します。市民全体に向けて見守り推進事業の意義を発信し、地域全体の関心を高めることで、推進員の成り手の確保と円滑な後任選出につなげます。

(地域福祉課)

支部活動に加え、校区の行事にも参加し、地域住民や団体との顔の見える関係を築きます。情報共有や意見交換を通じて信頼関係を深め、先進事例を紹介しながら、学習会や視察の実施に向けて住民の関心と意欲を高めるよう働きかけます。

(権利擁護課)

地域住民等及び関係機関による、地域福祉推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決の助けになる支援が包括的に提供できる体制をつくりまします。

#### (3) 市民から愛される指定管理施設の管理運営

社協の特性を活かして、住民目線で創意工夫のある管理運営を行い、それぞれの施設の目的を最大限に発揮して、幅広い年齢層から愛される施設づくりを目指すとともに市民サービスの向上を図ります。

(総務企画課)

施設管理関係業者及び市と連携し、設備等の適切な維持管理を行うことで、利用者がより快適に過ごすことができる環境づくりに取り組みます。更に、インターネットを活用した分かりやすい情報提供を行い、運営を円滑に進めるための仕組みづくりを行います。

(別子山分室)

関係機関と協働し、別子山地域の関係人口創出事業を継続し、利用者の増加を目指します。また設備等、適切に館の維持管理運営を行います。

(障がい者施設課)

地域住民と関係機関の連携体制の状況を把握し、課題を抽出します。

(児童施設課)

児童館の特性を発揮し、幅広い年代が気軽に利用できる環境を整備します。また定期的な点検や計画的な修繕等を行い、安全・安心に利用できるよう適正に管理運営を行います。館だよりや SNS 等の広報を使い広く周知し来館者を増やします。

(高齢者施設課)

利用者とのコミュニケーションを大切にし、職員との会話を楽しみに来ていただける施設づくりを行います。高齢者福祉センターに通い行事に参加することで、いつの間にか健康になり生きがいのある生活が送れるよう支援します。

#### (4) つどいの場・居場所づくり

地域社会の中で孤独や孤立を防ぐため、住民同士が気軽に集い、地域とのつながりや周囲の温かさに気づき、生きがいを感じられるような、つどいの場や居場所をつくります。

(総務企画課)

総合福祉センター開設 30 周年を迎えるにあたり、利用者の声を聞く場を設ける等、今まで以上に親しみやすく利用しやすい施設づくりにつなげていきます。

(別子山分室)

校区内外の様々な関係機関、団体との交流を行います。

(地域福祉課)

サロン活動に出向き課題の整理と、課題の解決を図るため、法人内を含む各種関係機関等の社会資源を活用したコーディネートを展開し、サロン内容の充実を図ります。

(地域福祉課)

各種団体（地域の会・支部サロン・ボランティア団体等）の開催日程・参加者数・活動内容を把握したうえで、各団体の活動場所を定期的に訪問して、ワゴン車の活用方法を直接説明します。

(障がい者施設課)

地域住民等ボランティアを募集し、サロン活動の運営に携わるスタッフを育成します。

(児童施設課)

令和9年度に向けて、参加しやすいクラブ・サークルの内容を考慮し活動していきます。また、ニーズに応じたクラブ・サークル活動を行い参加者が楽しめる内容を提供します。職員はより質の高い運営ができるよう研修会に積極的に参加しスキルアップを目指します。地域の子育てサロンへ協力を行うとともに、連携し地域の子育て家庭を支援します。

(高齢者施設課)

つどいの場・居場所づくりを意識してコミュニティ・カフェを実施します。利用者同士や職員とのコミュニケーションを活性化し、新たな仲間づくりや交流を支援します。

(5) 共に活動する担い手づくり

地域福祉活動や権利擁護活動に興味や関心をもつ方々に広く参加いただけるような魅力ある事業運営やイベント企画を行います。また、重層的支援体制整備事業を推進し、地域づくりと福祉の担い手育成を一体的に行います。

(地域福祉課)

地域共生社会の実現に向けた学びを進めるため、研修等を通して福祉教育の基本的な考え方や取組事例を学び、職員のスキル向上を図ります。

あわせて、過去の実績を基に学校や講師等のデータベースを作成し、事務処理の効率化と負担軽減に取り組みます。

(地域福祉課)

技術ボランティア養成講座は全30回以上と回数が多いことから、まずは内容を知ってもらうための活動紹介講座を開催します。各活動内容を紹介するとともに、簡単な体験の機会を設けることで、翌年度からの講座受講への関心を高めます。

(権利擁護課)

権利擁護支援を担う生活支援員や市民後見人の育成と受任体制の整備を行い、利用者の生活を守る支援体制を強化します。

## (6) ボランティア・市民活動の推進

市民が主体的に関わり、思いやりと協力の心を育みながら、だれもが気軽に参加できるボランティア活動が日常に根づく環境づくりを目指します。

(地域福祉課)

ICTシステムを活用した記録様式を整備し、相談・問い合わせ内容や対応状況等を入力・蓄積することで、業務の可視化と情報共有を図り、今後のデータ分析につなげます。

(地域福祉課)

インスタグラムを新たに開設し、写真やチラシ等を用いてボランティア活動の内容や魅力を分かりやすく発信することで、幅広い世代へ情報を届け、活動への理解と参加の促進を図ります。

(地域福祉課)

企業や団体との協働に向け、先進事例を調査し、地域で可能な取組を探ります。あわせて、市内団体や企業のボランティア活動の実態を把握するため、次年度以降の調査に向けて調査項目を整理し、実施に向けた準備を進めます。

(地域福祉課)

相談内容や社協支部関係の会議内容をもとに、地域課題およびニーズの把握を行います。

## 4 組織力を強化する

～社協の存在意義を発信し、新たな時代に必要とされる組織を創る～

### (1) 組織運営の充実強化

地域福祉を推進し、社会に貢献するために必要な組織力の強化と、社会情勢に適応できる効率的な組織運営を図るための組織体制の整備を進めます。

(総務企画課)

理事会、評議員会において、情報交換の機会を設け、連携を強化します。新任の役員、評議員向けの、理事会と評議員会の役割等をまとめた資料を作成し、機能強化を図ります。

(総務企画課)

経営計画策定チームを編成し、地域福祉活動計画を推進するにあたり、必要な組織の仕組みづくりや財源の確保、職員の資質向上等を定める中期経営計画を策定します。

### (2) 人財の確保・育成・定着を図る職場環境づくり

社協職員として必要な人財を確保し、職員の専門性の向上を図るとともに、職員一人ひとりが生き生きと働き、成長していける仕組みづくりと、安心して働き続けられる職場環境の整備を進めます。

(総務企画課)

研修体系や受講対象者を見直し、経験や知識、専門性を身に付けることができるよう、人財育成を推進します。

(総務企画課)

ストレスチェックの Web 化による業務効率化、分析結果の見える化による組織課題の把握強化を図ります。健診後の産業医コメントを職員に共有し、フォロー体制を構築し、健康志向を向上していきます。

(総務企画課)

業務効率の改善を念頭に、システムやクラウドサービスの導入などを検討し、ワークライフバランスを含めた業務効率化を進めます。

### (3) 財政基盤の強化と安定的な財政運営

法人全体の収支状況の把握や経営分析を徹底し、各種計画に基づく経費管理や人財配置の工夫を進め、事業の持続性と安定した財政運営の基盤づくりを行います。受託事業や指定管理事業については、事業ごとの経費を適切に計上します。

(総務企画課)

安定した財務運営を目指し、人件費・物件費を含め歳出全体の見直しを協議します。また、法人全体での資金の繰入等に関する体制を確立します。

(地域福祉課)

社協の活動や会員制度の意義をわかりやすく伝えるため、従来の社協概要に代わり、会費の使途を記載したチラシを作成・配布します。令和9年度に向けて、負担軽減を図るため、お世話人用の説明資料について構成及び表現の改善を行います。

(介護事業課)

売上や費用、人件費、稼働率、サービス単価等の指標を毎月確認し、課題の優先度を整理しながら、目標に向けた KPI を設定して進捗を管理します。

毎月、経営会議を実施し、管理者だけでなく現場職員も巻き込みアイデアを取り入れ、課題や改善策をチームで考える仕組みを作ります。

#### (4) 情報発信、広報活動の強化

本会の活動や地域福祉の重要性について、より多くの市民に周知し、社協への理解を広げるため、分かりやすく親しみやすい情報発信を行い、広報手段の多様化と発信力の強化を図ります。

(総務企画課)

ホームページの活用を促進し、利用者を含め多くの方が見たくなる情報を発信します。また発信力強化のため、事業や活動の周知・理解を広めるための広報手段の選択を協議します。

(地域福祉課)

被表彰候補者の推薦依頼先及び表彰対象について、現行制度の課題の洗い出しを行うとともに、他市町の社会福祉大会における表彰区分や推薦方法の事例収集を行います。その結果を踏まえ、令和9年度に向けた拡充の方向性を検討し、資料として整理します。

(地域福祉課)

地域福祉活動への関心を高めるため、若年層や子育て世代が気軽に参加できる企画を立案・実施します。また、ホームページや SNS 等のデジタルツールを活用し、効果的な広報を展開します。

(権利擁護課)

成年後見制度等の権利擁護に関する正しい情報発信を行うことで、制度や仕組みの理解が深まり、切れ目のない適切な支援が推進できるように関係機関と連携を図ります。

(障がい者施設課)

毎月発行している施設のお便りやホームページを活用し、当事者の声や活動の様子等をより具体的な内容で情報発信します。

(児童発達支援課)

新たな取組として、SNS等を活用し事業所の活動を発信します。

(児童施設課)

タブレットを購入しインスタグラムを立ち上げ、児童館の日常の様子を発信し、児童館活動を幅広く広報します。

(高齢者施設課)

高齢者福祉センターだよりの自治会回覧を継続します。行事の内容を充実させるとともに、見やすく利用したいと思える紙面づくりを行います。

(介護事業課)

SNSや記事で月2回以上、活動や働き方、職員の声を発信し、利用・入職希望者に事業所の魅力を伝えます。

近隣校区で介護についてのお話会を開催し、利用希望者にはサービス、入職希望者には働き方や職員の取組を紹介して魅力を伝えます。

## (5) 協議体機能を発揮した連携・協働の中核

地域住民や福祉組織、行政などと協働し、地域課題の発見や情報共有を進めます。時代の変化に対応しながら、多機関・多職種が連携して、課題解決に向けた事業や活動を推進します。

(総務企画課)

会議内で、所属団体の活動を発表する機会などを設け、相互の理解促進と、連携強化を推進する場を設けます。

(地域福祉課)

福祉施設協議会加入施設の見直しや協議体の役割・活動方針を整理することで、より多くの施設が主体的に参画し、地域における福祉サービスの質の向上、災害対応力の強化を図ります。

(権利擁護課)

保護司会や更生保護女性会を中心に更生保護について市民の関心が高まるような運動を展開します。経費削減のなかで内容のある大会を継続して開催します。

(障がい者施設課)

団体の活動状況を把握し、活動内容をホームページ等で情報発信します。また、障がい者福祉センターで活動している内容を校区の公民館等に掲示し、活動を周知します。

(児童発達支援課)

自立支援協議会こども部会に継続して参加し、会の中で共有された地域課題について、事業所内でも情報を共有します。

(児童施設課)

別子地域関連事業については、別子山分館・南高校と連携した事業であり、こども達が楽しく郷土に興味の持てる内容となるよう協議しながら継続して行います。  
また、生き生き幸せフェスティバル等、他課の事業に参加協力します。

(高齢者施設課)

地域連携事業として、地域の保育園や小中高生等との交流事業を実施し、元気な利用者との交流を通じて、高齢者についての理解を深めます。

(介護事業課)

年1~2回、訪問介護事業所間で共通課題の把握や改善策の協議を行うための情報共有会議を開催します。  
会議には加入事業所の50%以上が参加し、議事録や資料を共有して共通課題への対応状況を把握します。

## (6) 新たな時代の福祉の基盤づくり

だれもが地域で安心して自分らしい生活を送れる社会を目指し、新しい考え方や手法を取り入れながら、次の世代につなげる価値を創り出すために、多種多様な感性や価値観を含めたイノベーション（革新）を推進します。

(総務企画課)

グループウェアやクラウドサービス等を含め、ICTやAIを活用する技能を向上させ、業務の効率化を推進します。

(総務企画課)

社協施設への指定寄付において、活動写真をHPなどに掲載し、用途を可視化します。

(地域福祉課)

社協会費、共同募金に関する事務の効率化を図ります。LINEワークスを活用し、関係機関との情報共有の効率化を図ります。

(権利擁護課)

事例検討等を中心に権利擁護課内の業務を効率的に連動させ、利用者一人ひとりに対して迅速かつ丁寧な伴走支援を行い、権利擁護支援体制を充実します。

(障がい者施設課)

若者世代へのアプローチづくりとして啓発プログラムのモデル案を作成します。

(児童発達支援課)

職員の事務業務の内容と時間数を把握し、ICT・AI活用による業務効率化を図ります。

(児童施設課)

お互いの利点を生かし、地域の活性化を推進するため、こども食堂と連携します。

(高齢者施設課)

楽しく昼食を取ることをテーマとした行事を企画・実施します。生きがいや、つながりを育むことで、利用者の増加と満足度の向上を図るとともに、新規の利用者の増加につなげます。

(介護事業課)

利用者や家族の声や事業所からの要望を、課内会や意見投稿フォームなどで共有し、地域や他機関と連携して多様なニーズに応じた対応や事業展開に反映していきます。

記録業務や情報管理の効率化をICTやAIで推進し、現場の実情に合わせたデジタル化により、働きやすさと安心の両立を進めます。